

# 令和4年6月市議会定例会 財 務 部 議案説明資料

## 目 次

### 【予算案件】

- 1 令和4年6月補正 歳出予算（案）総括表…………… 1頁
- 2 富山市入札監視委員会による監視機能の強化について… 2頁

### 【承認案件】

- 3 専決処分について承認を求める件
  - (1) 富山市市税条例の一部を改正する条例制定の件…………… 3頁
  - (2) 富山市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定の件…………… 4頁

# 1 令和4年6月補正 歳出予算（案）総括表

## 【一般会計】

(単位：千円)

区分 予算科目(款・項)	補正前の額 A	補正額 B	補正後の額 A + B
財務部 合計	30,824,758	109	30,824,867
(款2) 総務費	2,722,632	109	2,722,741
(項1) 総務管理費	1,048,637	109	1,048,746
(項3) 徴税费	1,673,995	0	1,673,995
(款4) 衛生費	104,459	0	104,459
(項2) 環境衛生費	104,459	0	104,459
(款7) 商工費	120	0	120
(項1) 商工費	120	0	120
(款8) 土木費	6,412,224	0	6,412,224
(項5) 都市計画費	6,412,224	0	6,412,224
(款12) 公債費	21,485,323	0	21,485,323
(項1) 公債費	21,485,323	0	21,485,323
(款13) 予備費	100,000	0	100,000
(項1) 予備費	100,000	0	100,000

【財務一般管理費】

2 富山市入札監視委員会による監視機能の強化について

[ 契約課 ]

(1) 補正額 109千円

財源内訳	諸収入	32千円
	一般財源	77千円

(2) 補正の目的

入札・契約制度の更なる適正化に向けた取組の一環として、入札監視委員会による監視機能を強化するため。

(3) 事業内容

ア. 審査対象及び回数の拡大

入札・契約の過程及び契約の手續の透明性並びに公正な競争を確保するため、入札監視委員会の所掌事務に建設工事のほか、物品購入、業務委託、賃貸借及び修繕を加え、審査回数を年2回から年4回に拡大するもの。

イ. 事業内訳

委員報酬 9,300円×5人×2回=93,000円  
費用弁償等 1,600円×5人×2回=16,000円

### 3 専決処分について承認を求める件

#### (1) 富山市市税条例の一部を改正する条例制定の件

(令和4年3月31日専決)

[納税課]

##### 1 改正の理由

地方税法の一部改正に伴い、改正するもの。

##### 2 改正の内容

###### (1) 固定資産税・都市計画税における土地に係る負担調整措置の軽減

土地に係る負担調整措置の特例として、令和4年度に限り、負担水準(※)が60%未満の商業地等の課税標準額を、令和3年度課税標準額に令和4年度評価額の2.5%(現行：5%)を加算した額とする。

$$\text{※ 負担水準(\%)} = \frac{\text{令和3年度の課税標準額}}{\text{令和4年度の評価額}}$$

(条例附則第24条、第44条)

###### (2) その他規定の整備

##### 3 施行期日

令和4年4月1日

## (2) 富山市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(令和4年3月31日専決)

[資産税課]

### 1 改正の理由

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、改正するもの。

### 2 改正の内容

地域再生法に規定する地方活力向上地域において、県知事の認定を受けた「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に従って施設整備を行う事業者が取得した一定の要件を満たす固定資産について、3年度分課税免除又は税率を軽減する不均一課税を行っている。

本改正により、整備計画の認定期限を令和4年3月31日から令和6年3月31日に、固定資産の取得期間を2年以内から3年以内にそれぞれ延長するもの。

### 3 施行期日

令和4年4月1日

<参考>

[条例に定める対象固定資産及び税率]

#### (1) 対象固定資産

- ・事務所・研究所・研修所等の家屋、構築物・機械装置等の償却資産
- ・当該家屋又は構築物等の敷地である土地

#### (2) 税率等

##### ①移転型（東京23区からの本社機能の移転）

課税免除

##### ②拡充型（本市企業の本社機能等の強化）

不均一課税

	初年度	第2年度	第3年度
税率1.4%に乗じる率	1/10	1/3	2/3
税率	0.14%	0.467%	0.933%

※ 課税免除に伴う減収分については、交付税による補填措置の対象となる。